

## 「会社四季報」著作権侵害訴訟で実質勝訴

株式会社東洋経済新報社（本社：東京都中央区、代表取締役：山縣裕一郎）は、出版社である株式会社産業と経済（本社：東京都中央区、代表取締役：王燕、以下「産業と経済社」といいます。）に対し、2013年11月8日、著作権侵害を理由とする雑誌販売等の差し止め及び損害賠償を求める訴訟（以下「本訴訟」といいます。）を提起し、東京地方裁判所に係属しておりましたが、今般、裁判所は産業と経済社による著作権侵害の事実を認めた上で、同社が当社に対し、謝罪し損害を賠償する内容の和解勧告を行ったため、当社はこれを受け入れ、2015年2月2日付けで裁判上の和解（以下「本和解」といいます。）が成立しましたのでお知らせいたします。

### 1. 本訴訟の概要

産業と経済社が年4回（3、6、9、12月）刊行する投資雑誌「オール株価チャンス」の2013年秋季号において、当社が年4回刊行している「会社四季報」の2013年夏号に掲載の全上場企業（3600社）にわたり、記事の一部をほぼそのまま当社に無断で転載している事実が判明しました。さらに当社が調査を行ったところ、過去においても、「会社四季報」の刊行後、約2カ月半後に発売される「オール株価チャンス」において無断転載を行っていた事実が確認されました。当社は産業と経済社に無断転載の是正を求めましたが、何ら回答がなかったため、同社に対して、直近で発売されていた、「オール株価チャンス」2013年秋季号が「会社四季報」2013年夏号の著作権を侵害しているとして、本訴訟を提起したものです。

なお、当社は、本訴訟の過程において、産業と経済社と同一の商号及び同一の代表取締役ですが別の法人である株式会社産業と経済（本社：東京都渋谷区、代表取締役：王燕）に対して別途訴訟を提起し、後に当該訴訟は本訴訟に併合されております。

### 2. 本和解の概要

裁判所は、被告（産業と経済社）が原告（当社）の著作権及び著作者人格権を侵害するものであることを認め、和解を勧告しました。それにしたがって、次のとおり和解が成立しました。

- （1）被告らは、本件における著作権および著作者人格権侵害の事実を認め、原告に謝罪する。
- （2）被告らは、今後二度と同様の著作権および著作者人格権を侵害しない。
- （3）被告らは、原告に対し、本件損害賠償金の支払いを認める。

### 3. 当社の見解

当社といたしましては、本和解は、裁判所が「会社四季報」の著作物性を肯定し、産業と経済社が当社の著作権および著作者人格権を侵害したとの当社主張を全面的に認めたものであることから、実質勝訴（勝訴的和解）であると判断しております。

以上